

第21回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月26日（木曜日）
時間：午前10時
受付開始 午前9時

開催場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド ハイアット 福岡 3階
ザ・グランド・ボールルームD
会場に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

目次	● 株主の皆様へ	1
	● 第21回定時株主総会招集ご通知	2
	● 株主総会参考書類	6
	● 事業報告	15
	● 計算書類	25
	● 監査報告書	28
	● ご参考	31



株式会社ベガコーポレーション

証券コード：3542

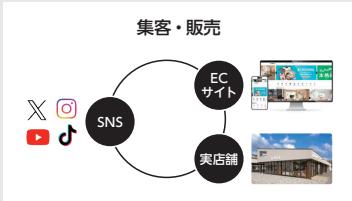
ECの可能性を無限大に

当社は主要事業であるLOWYA（ロウヤ）、越境ECプラットフォームDOKODEMO（ドコデモ）の両事業において、主にインターネット通信販売事業を運営しております。LOWYAにおいては自社運営サイト、ECモール及び実店舗にて家具・インテリア等の販売を、DOKODEMOにおいては海外のお客様へ向けた日本製品の販売を行っております。また、LOWYAのD2C（Direct to Consumer）で培ったノウハウをDOKODEMOでも展開し、クリエイティブとテクノロジーを軸に事業を推進しております。

当社は、商品の開発からお届けまでを一気通貫で行い、直販の事業形態・D2Cのビジネスモデルを展開する製造小売業です。

自社オリジナル商品の企画・開発、製造委託先で製作した商品の仕入、商品の撮影やWEBページ制作、そしてインターネット店舗及び実店舗での販売までを全て自社内にて行っております。

今後もお客様の「欲しい」を実現するために、常に多様なテイストとトレンドを意識したデザイン性を表現し、ECの可能性を無限大にするべく挑戦してまいります。

プロダクト	プロセス	カスタマー
<p>家具・インテリア</p> 	<p>集客・販売</p>  <p>▶ 配送 ▶ CS</p> 	<p>日本国内</p> 
<p>日本製品</p> 	<p>集客・販売</p>  <p>▶ 配送 ▶ CS</p> 	<p>海外</p> 

株式会社ベガコーポレーション
代表取締役社長

澤 誠 智 和



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社の第21回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知をお届けいたします。

2025年3月期は、家具・インテリアに対する需要および国内EC利用に対する需要、ならびに越境EC利用に対する需要は引き続き堅調に推移しましたが、日米金融政策や米国の政策動向等の影響による為替相場の急激な変動や、原材料・エネルギー価格の高騰、物価上昇による消費者心理の悪化に対する懸念が高まっており、家具・インテリアEC事業のLOWYA（ロウヤ）及び越境ECプラットフォーム事業のDOKODEMO（ドコデモ）の両事業を取り巻く事業環境は、大きく変化を続けております。

主要事業であるLOWYAにおきましては、これまで培ってきた集客力、商品デザイン力及び価格優位性といった強みを活かしつつ、OMO型D2Cビジネスの確立に向けて、お客様とのタッチポイント拡大のための実店舗展開を積極的に行いました。当事業年度の新規出店については、2024年8月に神奈川県横浜市、2024年9月に東京都世田谷区、2024年10月に広島県安芸郡、2024年11月に大阪府茨木市及び静岡県静岡市の5店舗を出店いたしました。前事業年度に出店した実店舗を含めると、当事業年度末の総店舗数は計8店舗となっております。出店済みの店舗によるLOWYA旗艦店への好影響も少しずつ見

受けられており、OMO型D2Cビジネスの確立に向けた検証も継続的に行っておりまいます。今後もお客様に繋がるチャネルの多様化に取り組み、ブランド認知度を向上させ、お客様の様々なニーズに柔軟に対応してまいります。

損益面におきましては、為替が円安傾向で推移しましたが、為替予約の実施等により安定的な原価率コントロールを実施しました。前事業年度から継続している利益改善の取り組みによるマーケティングコストの適正化を中心に、人件費及び固定費の削減にも取り組んだ結果、前事業年度と比較して大幅な増益となりました。

DOKODEMO事業におきましては、引き続きインバウンド消費動向の変化及びマーケティングコストの適正化等の取り組みにより流通総額も減少傾向となりましたが、出店者の品揃え充実支援やマーケティング施策等の実施により、会員数及びアプリダウンロード数は順調に増加しており、流通総額拡大に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

OMO：Online Merges with Offline：オンラインとオフラインの融合

証券コード 3542

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

福岡市博多区祇園町7番20号

博多祇園センタープレイス4階

株式会社ベガコーポレーション

代表取締役社長 浮 城 智 和

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のウェブサイト「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://www.vega-c.com/ir/stock/meeting/
東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベガコーポレーション」または「コード」に当社証券コード「3542」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時00分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所	福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号 グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルームD
3. 目的事項	報告事項 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告 及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付 与のための報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- (お 願 い) ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます
ようお願い申し上げます。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

当日ご出席の場合



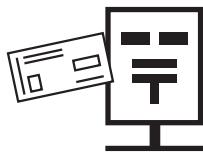
当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

当日ご出席されない場合

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時締切

インターネットによる議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後6時締切

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下の事項をご確認のうえ、議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後6時締切
(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました!

同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

ご注意事項

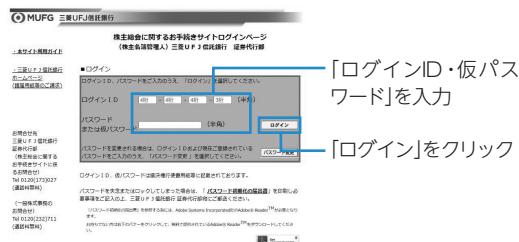
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株皆様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株皆様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027**
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の配当金につきましては、DOE2.0%を基準とし、当事業年度の業績及び内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金11円00銭

配当総額 114,315,630円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、監査等委員会から、当事業年度における業務執行状況等を踏まえ、各候補者が当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	当社における地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1	再任 <small>うきしろ</small> 浮城 <small>ともかず</small> 智和	代表取締役社長	取締役会 100% (17回/17回) 20年11か月
2	再任 <small>かわばた</small> 河端 <small>かずひろ</small> 一宏	取締役	取締役会 100% (17回/17回) 9年11か月
3	再任 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ゆうき</small> 裕紀	取締役	取締役会 100% (14回/14回) 1年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
 3. 浮城智和氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

うき しろ とも かず
 浮 城 智 和 (1976年11月25日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 7月 当社設立
 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の
 普通株式数

2,870,500株

重要な兼職の状況

なし

候補者とした理由

浮城智和氏は、2004年当社創業以来、一貫して当社代表取締役社長を務め、家具・インテリア等のインターネット通信販売事業において、長年に亘り当社を牽引し、飛躍的に成長させてきました。当社の適切な意思決定・経営監督の実現を図り、今後の更なる成長のために適任であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

かわ ばた かず ひろ
 河 端 一 宏 (1982年1月28日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 1月 当社入社
 2013年 1月 当社総務人事部長
 2015年 7月 当社取締役 経営管理本部長（現任）

所有する当社の
 普通株式数

46,200株

重要な兼職の状況

なし

候補者とした理由

河端一宏氏は、管理部門の責任者として、ファイナンス・ガバナンス・コンプライアンスに幅広く精通しており、当社の経営戦略・内部管理体制の構築に大きく貢献してきました。当社の適切な意思決定・経営監督の実現と今後の更なる成長のために適任であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

よし だ ゆう き
吉 田 裕 紀

(1984年1月21日)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2018年1月 当社入社
当社執行役員 人事統括部長
2022年10月 当社執行役員 営業・人事統括部長
2024年4月 当社執行役員 LOWYA事業本部長・人事室長
2024年6月 当社取締役 LOWYA事業本部長・人事室長（現任）

所有する当社の
普通株式数

33,700株

重要な兼職の状況

なし

候補者とした理由

吉田裕紀氏は、販売・PR・人事部門の責任者として、販売・PR戦略の企画・推進や採用・組織開発に大きく貢献してきました。当社の適切な意思決定・経営監督の実現と今後の更なる成長のために適任であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	当社における地位	取締役会への出席状況及び 監査等委員会への出席状況 監査等委員である社外取締役在任年数
1	新任 <small>くぼ としゆき</small> 久保 俊幸	社外 独立	-
2	再任 <small>さの としあき</small> 佐野 俊明	社外 独立	取締役会 94% (16回/17回) 監査等委員会 92% (12回/13回) 2年
3	再任 <small>えぐち かつや</small> 江口 克哉	社外 独立	取締役会 100% (17回/17回) 監査等委員会 100% (13回/13回) 2年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況及び監査等委員会への出席状況を記載しております。
3. 久保俊幸氏、佐野俊明氏及び江口克哉氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐野俊明氏及び江口克哉氏は、独立役員として東京証券取引所に届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。久保俊幸氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社と佐野俊明氏及び江口克哉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。佐野俊明氏及び江口克哉氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、久保俊幸氏の選任が承認された場合には、上記責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

く ぼ とし ゆき
久 保 俊 幸

(1957年7月29日)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の
普通株式数

1980年4月 (株)西日本銀行(現(株)西日本シティ銀行) 下関支店入行

2003年6月 同行和白支店長

一株

2018年4月 アイ・ケイ・ケイ(株)(現アイ・ケイ・ケイ・ホールディングス(株)) 入社

2019年1月 同社監査役(常勤) 就任

2020年1月 同社監査等委員(常勤) 就任

重要な兼職の状況

なし

候補者とした理由及び期待される役割

久保俊幸氏は、金融業界及び上場企業における監査等委員としての豊富な経験を有していると共に、財務・会計・法務に関する専門的知識から当社の経営全般に対する監督機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、この度、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

さ の とし あき
佐 野 俊 明

(1978年11月20日)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の
普通株式数

2009年12月 弁護士登録(福岡県弁護士会)

2012年1月 弁護士法人北浜法律事務所入所

一株

2016年1月 弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士就任(現任)

2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士

候補者とした理由及び期待される役割

佐野俊明氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、専門的知見から当社の経営全般に対する監督機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、引き続き、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

え ぐち かつ や
江 口 克 哉

(1966年4月29日)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 公認会計士登録

2006年 9月 江口克哉公認会計士事務所開業（現任）

2006年10月 税理士登録

2010年 6月 日本公認会計士協会北部九州会佐賀県部会部会長就任

2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当社の
普通株式数

一株

重要な兼職の状況

江口克哉公認会計士事務所代表

候補者とした理由及び期待される役割

江口克哉氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、専門的知見から当社の経営全般に対する監督機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、引き続き、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものです。

第4号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

当社の監査等委員でない取締役（以下「対象取締役」という。）の報酬等の額は、2015年7月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としてご承認いただいております。また、2020年6月23日開催の第16回定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額を年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、近年の当社の株価水準を総合的に勘案し、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額を年額490,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に改定させていただきたいと存じます。ただし、当該報酬額は、原則として、7事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度70,000千円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員でない取締役は3名ですが、第1号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き監査等委員でない取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は280,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、7事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度40,000株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行の場合は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）、当社普通株式の処分の場合は、各取締役会決議の日の直前営業日までの1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会が決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年以内の間に当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、賃上げによる雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加を背景に緩やかな回復傾向となりました。しかしながら、日米金融政策や米国の政策動向等の影響による為替相場の急激な変動や、原材料・エネルギー価格の高騰、物価上昇による消費者心理の悪化に対する懸念が高まっており、内外経済の動向には引き続き注視する必要があります。

家具・インテリア業界におきましては、原材料価格及び物流コストの上昇並びに業態を超えた販売競争の激化等により引き続き厳しい経営環境が続いております。一方、当社の属する雑貨、家具、インテリアのBtoC-EC市場規模は2023年に2兆4,721億円となり、前期比で5.0%増と堅調に拡大しました（出典：令和5年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）_2024年9月経済産業省）。家具・インテリア業界におけるEC利用率は、他業界よりも低位にとどまっていることから、更なるEC化の進展余地があり、市場拡大を見込んでおります。

このような事業環境の下、当社の家具Eコマース事業におきましては、OMO型D2Cビジネスの確立に向けて、お客様とのタッチポイント拡大のための実店舗展開を積極的に行い、LOWYA（ロウヤ）旗艦店（自社サイト）及び大手ECモール内店舗の流通拡大に取り組んでおります。成長の柱として位置付けているLOWYA旗艦店においては、SNS強化による流通拡大、認知度向上及びモバイルアプリのダウンロードを通じた会員化の促進に取り組ましました。また、前事業年度中から利益率改善の取り組みとして、販売促進費や広告宣伝費の抑制を引き続き実施した影響で、アクセス数及び流通は減少したものの、利益効率の良い販売体制の構築を実現することができました。品揃えの面では、従前より取り組んでいる自社プライベートブランドにおける商品カテゴリの拡大及び新商品の投下、ヒット商品の開発、高利益率商品の開発を継続的に取り組みました。

実店舗展開におきましては、出店済みの店舗によるLOWYA旗艦店への好影響も少しずつ見受けられており、OMO型D2Cビジネスの確立に向けた検証も継続的に行ってまいります。また、当事業年度の新規出店については、4～6店舗出店を計画しておりましたが、2024年8月に神奈川県横浜市、2024年9月に東京都世田谷区、2024年10月に広島県安芸郡、2024年11月に大阪府茨木市及び静岡県静岡市の5店舗を出店いたしました。前事業年度に出店した実店舗を含めると、当事業年度末の総店舗数は計8店舗となっております。なお、2025年4月には愛知県安城市へ新規出店し、2025年6月に東京都武蔵村山市、2025年冬に福岡県糟屋郡への出店が決定しております。今後もお客様とのタッチポイント拡大のため、実店舗展開への取り組みを積極的に行ってまいります。

損益面におきましては、為替が円安傾向で推移しましたが、為替予約の実施等により安定的な原価率コントロールを実施しました。また、前事業年度から継続している利益改善の取り組みによるマーケティングコストの適正化を中心に、人件費及び固定費の抑制にも取り組んだ結果、前年同期と比較して大幅な増益となりました。

新規事業として取り組んでいる越境ECプラットフォーム事業（DOKODEMO）は、引き続きインバウンド消費動向の変化及びマーケティングコストの適正化を実施した影響により、流通総額も減少傾向となりましたが、出店者の品揃え充実支援やマーケティング施策等の実施により、会員数及びアプリダウンロード数は順調に増加しており、流通総額拡大に向けて引き続き取り組みを進めてまいります。

以上の取り組みの結果、当社における当事業年度の業績は、売上高は15,935百万円（前期比0.8%減）、営業利益は926百万円（同20.1%増）、経常利益は938百万円（同18.7%増）、当期純利益は591百万円（同50.0%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は391百万円であります。主な投資は、直営店の設備取得による建物の増加291百万円及び工具器具備品の増加10百万円であります。

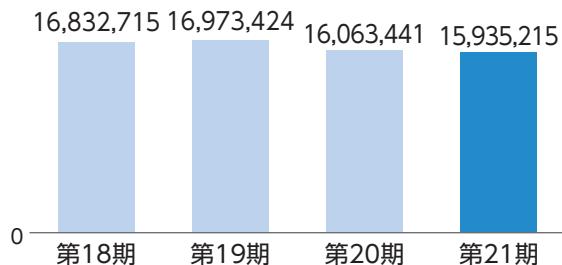
(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期
	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期)	(当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (千円)	16,832,715	16,973,424	16,063,441	15,935,215
経常利益 (千円)	621,242	364,634	790,253	938,088
当期純利益 (千円)	382,623	120,443	394,358	591,669
1株当たり当期純利益 (円)	36.43	11.49	37.82	57.23
総資産 (千円)	8,020,931	7,151,450	7,209,731	8,073,545
純資産 (千円)	5,269,589	5,304,393	5,566,629	5,958,842
1株当たり純資産額 (円)	501.98	505.30	538.56	579.51

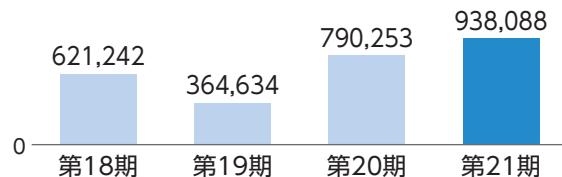
(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、期末の普通株式の数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

■ 当事業年度の業績

売上高 (単位：千円)



経常利益 (単位：千円)



(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との販売競争が続くとともに、円安を含む市況変動による原価率上昇が利益の圧迫要因となるものと予測されます。このような状況の中、当社におきましては、旗艦店による集客をメインとする従来のD2C（直販）モデルに、新たな販売チャネルとして実店舗（オフライン）を加えたOMO型D2Cモデルへ転換し、実店舗の新規出店に注力してまいります。また、商品価値・顧客サービスにおいて差別化を図ること、業界の課題である物流コストの抑制に努めフルフィルメントサービスを強化していくこと、円安を含む市況変動に対する耐性を強化していくことが重要課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① LOWYA事業

ア) OMO型D2Cモデルによる実店舗の新規出店

オンラインだけではリーチできなかったお客様とのタッチポイントを構築するため実店舗（チャネル）を展開しており、当事業年度において5店舗を開業し、前事業年度に出店した実店舗を含めると、当事業年度末の総店舗数は計8店舗となっております。今後もOMOモデル構築に向けて新規出店の拡大に取り組んでまいります。（2026年3月期は5店舗以上出店目標）

イ) 魅力的で豊富な品揃え

個性・ライフスタイルが多様化しているお客様のニーズにマッチした品質の高い商品を、魅力的な価格で、より多くのお客様に提供するため、自社における商品開発スピードの向上を図り、数多くの商品をリリースしてまいります。あわせて、商品カテゴリを拡充することで、お客様にとっての選択肢を広げ、新規顧客及びリピート顧客の双方の獲得を目指してまいります。

ウ) LOWYAのブランディング及び認知度の向上

当社が運営する家具・インテリアのショッピングサイトLOWYAへの誘導を強化するため、実店舗の新規出店を中心に、さまざまな顧客タッチポイントの拡充を行います。認知度向上を図ることで新規顧客獲得及びリピート顧客増加を推進してまいります。

エ) エンゲージメント強化

潜在顧客への浸透により、様々なライフイベントで当社を想起いただくため、当社の強みである各種公式SNSアカウントに加え、コミュニティ施策、コンテンツ強化に取り組んでまいります。

② 新規事業への投資

当社は、新規事業として越境ECプラットフォーム事業のための先行投資を行い、企業価値の拡大に努めてまいります。また、中長期的な企業価値拡大を重視したうえで、収益化のタイミングを見計らってまいります。

③ 内部管理体制の充実

当社は、既存事業の成長及び新規事業への投資を行う一方で、リスク管理体制・法令遵守体制を充実させ、会社の成長と経営管理のバランスの取れた組織運営体制の一層の確立を進める方針であります。また、内部統制システムの整備及び充実に継続的に推進してまいります。

(6) 主要な事業内容

当社は、自社運営サイトの店舗及び楽天市場、Amazon、Yahoo!ショッピングの大手インターネットモール内の店舗ならびに直営の実店舗を通じた家具・インテリア等のインターネット通信販売事業LOWYA、越境市場をターゲットとした越境ECプラットフォーム事業DOKODEMOを営んでおります。

(7) 主要な事業所

名称	所在地
福岡本社	福岡県福岡市
東京支社	東京都港区
物流倉庫	福岡県北九州市、千葉県印西市、愛知県豊川市、兵庫県神戸市
実店舗	福岡県福岡市、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、神奈川県横浜市、東京都世田谷区、広島県安芸郡、大阪府茨木市、静岡県静岡市

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
244名	+23名	33.0歳	4.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員34名（期中平均人員数）は含まれておりません。

(9) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,692,600株（うち、自己株式 300,270株）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,533名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社アルタイル	3,600,000	34.64
浮城智和	2,870,500	27.62
手島武雄	388,800	3.74
野村信託銀行株式会社（投信口）	232,400	2.23
MSIP CLIENT SECURITIES	135,400	1.30
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	125,600	1.20
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	109,750	1.05
ベガコーポレーション従業員持株会	106,900	1.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	102,600	0.98
BBH (LUX) FOR MUFG GLOBAL FUND SICAV - MUFG JAPAN EQUITY SMALL CAP FUND	82,400	0.79

(注) 持株比率は、自己株式（300,270株）を控除して計算しております。

なお、自己株式には「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式109,750株は含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年11月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「従業員株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末に信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式は109,750株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浮城 智和		
取締役	河端 一宏	経営管理本部長	
取締役	吉田 裕紀	LOWYA事業本部長・人事室長	
取締役 (常勤監査等委員)	池田 浩之		
取締役 (監査等委員)	佐野 俊明		弁護士法人北浜法律事務所 パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	江口 克哉		江口克哉公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役池田浩之氏、佐野俊明氏及び江口克哉氏は、社外取締役であります。
2. 当社は社外取締役である池田浩之氏、佐野俊明氏及び江口克哉氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員でない取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、池田浩之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役佐野俊明氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
5. 取締役江口克哉氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、全ての取締役は当該保険契約の被保険者に含まれます。
7. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(2) 役員報酬等の総額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	95,573 (-)	76,650 (-)	- (-)	18,923 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12,600 (12,600)	12,600 (12,600)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	108,173 (12,600)	89,250 (12,600)	- (-)	18,923 (-)	6 (3)

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬の額は、株式報酬費用として当事業年度に費用計上した額です。
2. 使用人を兼務している取締役はいないため、使用人分給与はありません。

②取締役の報酬等の決定方針の決定方法及びその方針の概要

取締役の報酬等は、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役のそれぞれの報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の個人別の報酬については、2021年2月12日開催の取締役会において、その内容に係る決定方針を決定しております。当該決定方針の概要は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役及び監査等委員の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、代表取締役の報酬は固定報酬としての月例の基本報酬のみ、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての月例の基本報酬（60%～80%）及び株式報酬（20%～40%）により構成し、監査等委員である取締役については、固定報酬としての月例の基本報酬のみを支払うこととします。

b. 取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の基本報酬の上限額は、取締役（監査等委員であるものを除く）については2015年7月30日開催の臨時株主総会決議により年額500,000千円（使用人兼務役員の使用人分の報酬を除く）、監査等委員である取締役については2015年7月30日開催の臨時株主総会決議により年額50,000千円となっております。当該臨時株主総会最終時点の取締役（監査等委員であるものを除く）は3名、監査等委員である取締役は2名であります。取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬額等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長浮城智和がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責を踏まえた株式報酬の額とします。代表取締役社長浮城智和に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであり、代表取締役社長浮城智和は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況等を勘案し個人別の報酬額を決定しております。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、株主総会で決定した上限額に基づき、監査等委員会にて各監査等委員である取締役の配分を協議して決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、2020年6月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員であるものを除く）は3名であります。譲渡制限付株式報酬の上限額及び上限株式数は、年額200,000千円及び200,000株以内であり、原則として5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給しますので、実質的には1事業年度40,000千円及び40,000株以内での支給に相当します。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
社外役員と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ② 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	池田浩之	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等につき、主に上場企業における監査役としての豊富な経験により経営全般について客観的視点で適宜発言を行っており、当社コーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	佐野俊明	当事業年度開催の取締役会17回中16回、また、監査等委員会13回中12回に出席し、議案審議等につき、主に弁護士として培ってきた豊富な経験と幅広い見地から適宜発言を行っており、当社コーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	江口克哉	当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等につき、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と幅広い見地から適宜発言を行っており、当社コーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
当社	24,500	—

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事由に該当すると認められ、その必要があると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

■ 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,611,361	流動負債	2,000,299
現金及び預金	1,835,809	買掛金	373,720
売掛金	2,016,942	未払金	823,125
商品	2,312,560	未払費用	178,355
前渡金	139,515	未払法人税等	285,483
前払費用	143,958	未払消費税等	97,248
その他	162,575	契約負債	56,013
		返品負債	11,235
		為替予約	1,172
固定資産	1,462,183	預り金	20,359
有形固定資産	494,401	製品保証引当金	6,337
建物	353,141	賞与引当金	141,112
車両運搬具	4,784	その他	6,134
工具器具備品	101,116	固定負債	114,403
建設仮勘定	35,358	株式給付引当金	47,025
無形固定資産	199,654	資産除去債務	67,377
ソフトウェア	181,376	負債合計	2,114,702
ソフトウェア仮勘定	20	純資産の部	
商標権	18,181	株主資本	5,945,525
その他	75	資本金	1,043,559
投資その他の資産	768,128	資本剰余金	1,027,184
投資有価証券	93,663	資本準備金	1,003,559
長期前払費用	10,737	その他資本剰余金	23,625
繰延税金資産	275,903	利益剰余金	4,234,497
敷金及び保証金	387,796	その他利益剰余金	4,234,497
その他	3,226	繰越利益剰余金	4,234,497
貸倒引当金	△3,200	自己株式	△359,715
資産合計	8,073,545	評価・換算差額等	13,317
		その他有価証券評価差額金	14,131
		繰延ヘッジ損益	△814
		純資産合計	5,958,842
		負債・純資産合計	8,073,545

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,935,215
売上原価	7,772,195
売上総利益	8,163,019
販売費及び一般管理費	7,236,424
営業利益	926,595
営業外収益	16,208
為替差益	1,750
受取補償金	7,330
消費税差額	1,861
その他	5,264
営業外費用	4,715
投資事業組合運用損	1,634
物品売却損	3,026
その他	54
経常利益	938,088
税引前当期純利益	938,088
法人税、住民税及び事業税	405,939
法人税等調整額	△59,520
当期純利益	591,669

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,037,128	997,128	23,625	1,020,753
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	6,431	6,431		6,431
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	6,431	6,431	—	6,431
当期末残高	1,043,559	1,003,559	23,625	1,027,184

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,747,515	3,747,515	△319,237	5,486,159
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				12,862
剰余金の配当	△104,687	△104,687		△104,687
当期純利益	591,669	591,669		591,669
自己株式の取得			△73,801	△73,801
株式給付信託による自己株式の処分			33,324	33,324
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	486,981	486,981	△40,477	459,366
当期末残高	4,234,497	4,234,497	△359,715	5,945,525

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,694	65,757	80,451	18	5,566,629
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					12,862
剰余金の配当					△104,687
当期純利益					591,669
自己株式の取得					△73,801
株式給付信託による自己株式の処分					33,324
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△562	△66,571	△67,134	△18	△67,152
当期変動額合計	△562	△66,571	△67,134	△18	392,213
当期末残高	14,131	△814	13,317	—	5,958,842

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 ベガコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野澤 啓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベガコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社ベガコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 池田浩之 ㊟

監査等委員 佐野俊明 ㊟

監査等委員 江口克哉 ㊟

(注) 監査等委員池田浩之、監査等委員佐野俊明及び監査等委員江口克哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会社概要

社名	株式会社ベガコーポレーション (英文表記 Vega corporation Co.,Ltd.)
本社所在地	福岡県福岡市博多区祇園町7番20号 博多祇園センタープレイス4階
支社	東京都港区芝公園2丁目8番2号 THE CORNER 芝公園6階
代表取締役社長	浮城 智和
従業員数	244名 (2025年3月末現在)
設立	2004年7月
資本金	10億4,355万円 (2025年3月末現在)
事業内容	家具・インテリア等の販売事業、 越境ECプラットフォーム事業

LOWYA



DOKODEMO



株主メモ

証券コード	3542
上場証券取引所	東京証券取引所グロース市場
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の 配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1番1号 <電話> 0120-232-711 (通話料無料) <郵送先> 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.vega-c.com

メモ

株主総会会場のご案内

会場

グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルームD

福岡市博多区住吉一丁目2番82号 電話：092(282)1234

会場に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.vega-c.com/ir/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

交通のご案内

- 博多駅からお越しの場合 (地下鉄) 地下鉄博多駅より、地下鉄七隈線乗車後、榎田神社前駅で下車し、西改札口を出て2番出口へ (約3分)
(徒歩) J R 博多駅博多口より約15分

- 福岡空港からお越しの場合 車にて約20分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は公共交通機関やタクシーをご利用ください。



- 受付開始時刻は午前9時の予定です。
- 株主様ではない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。



この招集ご通知は、FSC®認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用して印刷しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。